

令和 2 年 流 山 市 議 会 第 4 回 定 例 会 議 案

1 1 月 2 6 日 招 集
流 山 市

目 次

- 9 7 令和 2 年度流山市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 9 8 令和 2 年度流山市一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 9 9 流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 0 0 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 0 1 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 0 2 財産の取得について（児童生徒用タブレット端末等）
- 1 0 3 令和 2 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 0 4 流山市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 0 5 流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 0 6 専決処分の承認を求めることについて（流山市学校事故調査委員会設置条例）
- 1 0 7 指定管理者の指定について（流山市流山福祉会館）
- 1 0 8 指定管理者の指定について（流山市西深井福祉会館）
- 1 0 9 指定管理者の指定について（流山市南福祉会館）
- 1 1 0 指定管理者の指定について（流山市名都借福祉会館）
- 1 1 1 指定管理者の指定について（流山市平和台福祉会館）
- 1 1 2 指定管理者の指定について（流山市下花輪福祉会館）
- 1 1 3 指定管理者の指定について（流山市東深井福祉会館）
- 1 1 4 指定管理者の指定について（流山市地域福祉センター）
- 1 1 5 指定管理者の指定について（流山市心身障害者福祉作業所さつき園）
- 1 1 6 指定管理者の指定について（流山市おおたかの森児童センター）
- 1 1 7 指定管理者の指定について（流山市生涯学習センター）
- 1 1 8 指定管理者の指定について（流山市民総合体育館ほか 8 体育施

設)

- 1 1 9 指定管理者の指定について（流山市コミュニティプラザ）
- 1 2 0 指定管理者の指定について（一茶双樹記念館及び社会教育ギャラリー）
- 1 2 1 令和２年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
- 1 2 2 令和２年度流山市水道事業会計補正予算（第２号）
- 1 2 3 令和２年度流山市下水道事業会計補正予算（第１号）
- 1 2 4 公の施設の区域外設置に関する協議について
- 1 2 5 市道路線の認定について
- 1 2 6 市道路線の廃止について

- 1 7 専決処分の報告について
- 1 8 専決処分の報告について

議案第 99 号

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月26日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(流山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第19条中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 流山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年流山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 100 号

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月26日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例

第1条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和52年流山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 101 号

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月26日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市議会議員の期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
31年流山市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の210」に改
める。

第2条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の210」を「100分の212.5」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和
3年4月1日から施行する。

議案第 102 号

財産の取得について
市は、次の財産を取得する。

令和2年11月26日提出

流山市長 井 崎 義 治

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | タブレット端末等 |
| 2 | 取得目的 | 児童生徒用タブレット端末等の整備 |
| 3 | 取得金額 | 1,154,409,630円 |
| 4 | 取得の相手方 | 流山市松ヶ丘1丁目462番地の90
広文堂金庫事務機株式会社
代表取締役 町田 重雄 |
| 5 | 契約方法 | 指名競争入札 |

参考資料

児童生徒用タブレット端末等 概要

1 導入機器

(1) タブレット端末 (16, 858台)

項目	内容
OS	Windows 10 Pro
メインメモリ	4ギガバイト以上
液晶ディスプレイサイズ	10.1型ワイド
タッチパネル	静電容量方式 (10点マルチタッチ)
フラッシュメモリディスクドライブ	64ギガバイト以上
オーディオ機能	デジタルステレオマイク ステレオスピーカー
カメラ	フロント (約200万画素以上) リア (約800万画素以上)
インターフェイス	microSDメモリーカードスロット×1 USB×2 ヘッドホン端子・マイクイン端子
キーボード	脱着が可能
QRコードリーダー	内蔵
防滴・防塵性	対応
バッテリー駆動時間	約11.0時間以上
急速充電	1時間で約80%の受電が可能
質量	1.3キログラム未満 (キーボード装着時)

(2) タブレット端末収納充電保管庫 (519台)

項目	内容
サイズ	外寸法 (単位ミリメートル) 幅800×奥行550×高さ1,365
性能	・タブレット端末の保管及び充電機能を有する。

	・幅350ミリメートル×高さ240ミリメートル×厚み25ミリメートルまでのタブレット端末を45台収納可能 ・タブレット端末収納用トレイは4方向に持ち手部分があり、個別に取り出しが可能。また、1個のトレイにタブレット端末を5台収納可能、9個のトレイで45台までのタブレット端末を収納可能 ・庫内に個別コンセントを内蔵 ・設置場所の供給電源容量と庫内温度の上昇を配慮し、4つまでのグループに分け順番に充電する輪番充電機能付き ・指定の曜日、時間に充電開始、充電停止の設定が可能 ・停電時やコンセントプラグが抜かれても充電設定が保持できる（乾電池も使用可）。 ・充電設定時間外でも充電ボタンにより充電を開始できる。 ・操作ボタンのいたずら、誤操作を防ぐロック機能付き ・過電流対策としてサーキットブレーカー付き ・扉の開閉ハンドルは上下左右のいずれからでも操作できる。 ・扉は振動等で開くことのないよう上下ラッチ機構が付いている。 ・扉にはシリンダ錠付き ・可動できるようキャスター付き
--	--

2 クラウド利用ソフトウェア

内容	メーカー	数量
Microsoft 365 Education GIGA Promo (5年分)	Microsoft	16,858ライセンス
Cisco Umbrella	シスコ システムズ	909ライセンス

文教向けパッケージ (５年分)		
ミライシードＡＳＰ版 (５年分)(ドリルソフト、授業支援ソフトを含む。)	ベネッセコーポレーション	１７，７６７ライセンス(教師用９０９＋生徒用１６，８５８)
Office 365 A1	Microsoft	教師用端末 ９０９ライセンス

３ 既存タブレット端末の設定変更

各学校のコンピュータ教室に設置しているタブレット端末（９０９台）を教師用のタブレットとして使用できるよう設定を変更する。

４ 履行期間

議会の議決の日の翌日から令和３年４月３０日まで

５ 学校別内訳 (台)

小学校		タブレット端末数	収納充電保管庫数
１	流山小学校	１，０５２	３２
２	八木南小学校	３３６	１２
３	八木北小学校	８４１	２７
４	新川小学校	３３３	１２
５	東小学校	６１１	１９
６	江戸川台小学校	５９１	１９
７	東深井小学校	５５３	１９
８	鰯ヶ崎小学校	６３１	２１
９	向小金小学校	４８１	１６
１０	西初石小学校	７１８	２２
１１	小山小学校	１，５３１	４５
１２	長崎小学校	５５８	１９
１３	流山北小学校	６０９	１８
１４	西深井小学校	１９４	７

1 5	南流山小学校	1 , 2 3 4	3 5
1 6	おおたかの森小学校	1 , 4 6 9	4 3
1 7	おおぐろの森小学校	4 1 9	1 5
小学校計		1 2 , 1 6 1	3 8 1

(台)

中学校		タブレット端末数	収納充電保管庫数
1 8	南部中学校	7 2 5	2 1
1 9	常磐松中学校	4 0 9	1 2
2 0	北部中学校	5 2 5	1 5
2 1	東部中学校	5 5 1	1 6
2 2	東深井中学校	3 8 5	1 2
2 3	八木中学校	4 0 1	1 3
2 4	南流山中学校	5 9 1	1 7
2 5	西初石中学校	3 4 4	1 0
2 6	おおたかの森中学校	7 6 6	2 2
中学校計		4 , 6 9 7	1 3 8

業 者 経 歴 表

会 社 名	広文堂金庫事務機株式会社	
代 表 者	代表取締役 町田 重雄	
自 己 資 本 額	291,756千円（資本金額 10,000千円）	
所 在 地	本 社	千葉県流山市松ヶ丘1丁目462番地の90
主な取扱い商品及び事業内容	コンピュータ関係ハードウェア、ソフトウェアの販売、賃貸借 学校用、オフィス用木製家具、スチール家具の販売 医療用機械器具（AED）の販売、賃貸借 文房具、事務用品類の販売	
過去2か年の年間 平均販売実績高	令和元年6月期	804,448千円
	令和2年6月期	1,301,963千円
	平 均	1,053,206千円
過去の主な販売実績	物 品 名	令和2年度流山市立小中学校校務用パソコン購入（220台）（その1）
	発 注 者	流山市
	契 約 金 額	27,951,000円
	納 入 年 月 日	令和2年7月10日
	物 品 名	平成31年度流山市立小中学校校務用パソコン購入（210台）（その2）
	発 注 者	流山市
	契 約 金 額	25,288,200円
	納 入 年 月 日	令和元年10月21日
	物 品 名 （※賃 貸 借）	ICT学習空間整備中学校5校コンピュータ等 賃貸借及び保守（205台）
	発 注 者	流山市
	契 約 金 額	104,280,000円（5年総額） （月額 1,738,000円）
	賃 貸 借 期 間	令和2年9月1日から令和7年8月31日まで

議案第 104 号

流山市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月26日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 デイサービスセンターを使用する身体障害者に係る年齢制限の廃止及び事業の実施方法の整理による利用者負担額の設定並びにデイサービスセンターで実施する事業のうち、介護予防通所介護を第1号通所事業に変更するためである。

流山市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成８年流山市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第７条第１号ア中「の規定による通所介護又は介護予防通所介護」を「第８条第７項の通所介護（以下「通所介護」という。）又は同法第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する第１号通所事業（以下「第１号通所事業」という。）」に、「介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費」を「同法第１１５条の４５の３第２項の第１号事業支給費（以下「第１号事業支給費」という。）」に改め、同号イ中「６５歳未満の者であって、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、かつ」を「身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第４条に規定する身体障害者であって」に改める。

第１５条第１項中「を受け、デイサービスセンターにおいて介護保険法の規定による通所介護又は介護予防通所介護に係る」を「を受けてデイサービスセンターを」に、「当該通所介護又は介護予防通所介護」を「当該デイサービスセンター」に改め、同条第２項中「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年厚生省告示第１９号）により算定した通所介護費又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２７号）により算定した介護予防通所介護費について、介護保険法その他関係法令で定める居宅サービス又は介護予防サービスの利用者が支払う利用料に関する規定を適用して得た額」を「デイサービスセンターにおいて次の各号に掲げる使用をした場合に依じて、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- （１）通所介護に係る使用 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年厚生省告示第１９号）により算定した通所介護費の額から介護保険法第４１条第１項に規定する居宅介護サービス費又は同法第４２条第１項に規定する特例居宅介護サービス費の額を控除して得た額
- （２）第１号通所事業に係る使用 介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例に

より算定した費用の額から第 1 号事業支給費の額を控除して得た額

- (3) 地域活動支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 27 項に規定する地域活動支援センターをいう。）に係る使用 流山市地域活動支援センター事業実施要綱（平成 18 年流山市告示第 188 号）別表に定める額の 100 分の 10 に相当する額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にデイサービスセンターを使用している身体障害者は、この条例による改正後の第 10 条の規定により指定管理者の許可を受けたものとみなす。

議案第 105 号

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月26日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改正するためである。

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年流山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第7条中「第8条第1項」を「次条第1項」に改め、「第3項まで」の次に「並びに附則第4項」を加え、同条第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の4項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

（1）家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

（2）次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（1）当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型、小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

（2）事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

（1）市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、

引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

- (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第17条第2項に次の1号を加える。

- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第23条第7号中「設置する」の次に「とともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施する」を加える。

第29条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項施設又は設備の欄中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有

効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第38条第2号中「(平成24年法律第65号)」を削り、同条第4号中「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第44条第8号イの表4階以上の階の部避難用の項施設又は設備の欄中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第7条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2項中「若しくは」を「又は」に改め、「事業を行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、「業務に」を「部分に」に改める。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間

は、第 16 条、第 23 条第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）及び第 24 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第 11 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則に次の 4 項を加える。

（小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 30 条第 2 項各号又は第 45 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となるときは、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 8 前項の事情に鑑み、当分の間、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 9 附則第 7 項の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所 A 型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 106 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年11月26日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 市が設置する幼稚園、小学校又は中学校に在籍する幼児、児童又は生徒について発生した事故であって教育委員会が調査の必要があると認めるものに係る調査及び審議を行うため、教育委員会に学校事故調査委員会を設置することについて、特に緊急を要したため、令和2年10月13日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市学校事故調査委員会設置条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年10月13日

流山市長 井 崎 義 治

流山市学校事故調査委員会設置条例

（設置）

第1条 市が設置する幼稚園、小学校又は中学校に在籍する幼児、児童又は生徒について発生した事故であって流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が調査の必要があると認めるもの（以下「調査対象事故」という。）に係る調査及び審議を行うため、教育委員会に流山市学校事故調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（担任事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を担当する。

- （1）調査対象事故の事実関係の調査
- （2）調査対象事故の原因の分析
- （3）調査対象事故と同様の事故の再発防止に関する提言
- （4）前3号に掲げるほか、調査対象事故に関して教育委員会が依頼する事項

（組織及び委員）

第3条 委員会は、調査対象事故ごとに、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、当該委員の委嘱に係る調査対象事故について第8条第1項の報告書が教育委員会に提出されたときまでとする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のと

きは、会長の決するところによる。

- 4 会議は非公開とする。ただし、会長が認める場合は、この限りでない。

（意見聴取等）

- 第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

（報告等）

- 第8条 会長は、調査対象事故の調査及び審議を終えたときは、報告書を作成し、これを速やかに教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定により報告書が提出されたときは、その内容を速やかに市長に報告するものとする。

（服務及び守秘義務）

- 第9条 委員は、中立かつ公正にその職務を行うものとする。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

- 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（流山市いじめ防止対策推進条例の一部改正）

- 2 流山市いじめ防止対策推進条例（平成26年流山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第17条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、流山市学校事故調査委員会設置条例（令和2年流山市条例第32号）第1条に規定する調査対象事故について同条の流山市学校事故調査委員会（以下「調査委員会」という。）による調査が行われている場合において、当該調査対象事故が重大事態に当たることが明らかとなったときは、教育委員会が行う当該重大事態の調査は、調査委員会に依頼して実施することができる。

（流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部改正)

- 3 流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年流山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 いじめ対策調査会委員の項の次に次のように加える。

学校事故調査委員会委員	日額 24,800円
-------------	------------

議案第 107 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市流山福祉会館

2 指定管理者となる団体

流山市平和台2丁目1番地の2

社会福祉法人流山市社会福祉協議会

会長 石渡 烈人

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 108 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市西深井福祉会館
- 2 指定管理者となる団体
流山市東初石3丁目103番地の18
公益社団法人流山市シルバー人材センター
会長 池内 弘行
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 109 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市南福社会館

2 指定管理者となる団体

流山市東初石3丁目103番地の18

公益社団法人流山市シルバー人材センター

会長 池内 弘行

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 110 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市名都借福祉会館

2 指定管理者となる団体

流山市東初石3丁目103番地の18

公益社団法人流山市シルバー人材センター

会長 池内 弘行

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 111 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市平和台福祉会館
- 2 指定管理者となる団体
流山市東初石3丁目103番地の18
公益社団法人流山市シルバー人材センター
会長 池内 弘行
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 112 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市下花輪福祉会館
- 2 指定管理者となる団体
流山市東初石3丁目103番地の18
公益社団法人流山市シルバー人材センター
会長 池内 弘行
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 113 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市東深井福祉会館
- 2 指定管理者となる団体
流山市東初石2丁目189番地の1 東ビル1-D
特定非営利活動法人自立サポートネット流山
理事長 小野内 裕治
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 114 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市地域福祉センター
- 2 指定管理者となる団体
流山市平和台2丁目1番地の2
社会福祉法人流山市社会福祉協議会
会長 石渡 烈人
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 115 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市心身障害者福祉作業所さつき園
- 2 指定管理者となる団体
流山市野々下1丁目319番地
社会福祉法人まほろばの里
理事長 小金丸 孝裕
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 116 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市おおたかの森児童センター
- 2 指定管理者となる団体
東京都港区芝四丁目13番3号 PMO田町東10F
株式会社明日葉
代表取締役 大隈 太嘉志
- 3 指定の期間
令和3年3月1日から令和8年3月31日まで

議案第 117 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市生涯学習センター
- 2 指定管理者となる団体
東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階
アクティオ株式会社
代表取締役 淡野 文孝
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 118 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 流山市民総合体育館
- (2) 流山市総合運動公園庭球場
- (3) 流山市総合運動公園野球場
- (4) 江戸川河川敷緑地
- (5) 流山市民プール
- (6) 北部市民プール
- (7) 東部市民プール
- (8) 流山市北部柔道場
- (9) 流山市南部柔道場

2 指定管理者となる団体

東京ドームグループ

(代表団体)

東京都文京区後楽一丁目3番61号

株式会社東京ドーム

代表取締役 長岡 勤

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 119 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市コミュニティプラザ
- 2 指定管理者となる団体
東京都練馬区豊玉北四丁目26番6号
帝国ビル管理協同組合
代表理事 大屋 久男
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 120 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
一茶双樹記念館及び社会教育ギャラリー
- 2 指定管理者となる団体
流山市流山2丁目312番地 流山商工会議所内
株式会社流山ツーリズムデザイン
代表取締役 志賀 進一
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 124 号

公の施設の区域外設置に関する協議について

公の施設の区域外設置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、別紙のとおり柏市と協議する。

令和2年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市の区域内に柏市道を設置することについて、柏市と協議するためである。

1 公の施設の名称

柏市道４００５４号線

2 設置の場所

流山市駒木８１０番の一部、８１１番の一部、８１２番、８１３番、
８１４番、８１５番及び８１６番１の一部

3 設置の目的

柏市道として維持管理するため

4 利用の条件

占用その他の利用は、道路法（昭和２７年法律第１８０号）その他の法令及び柏市の条例等に定めるもののほか、道路管理者の定めによる。

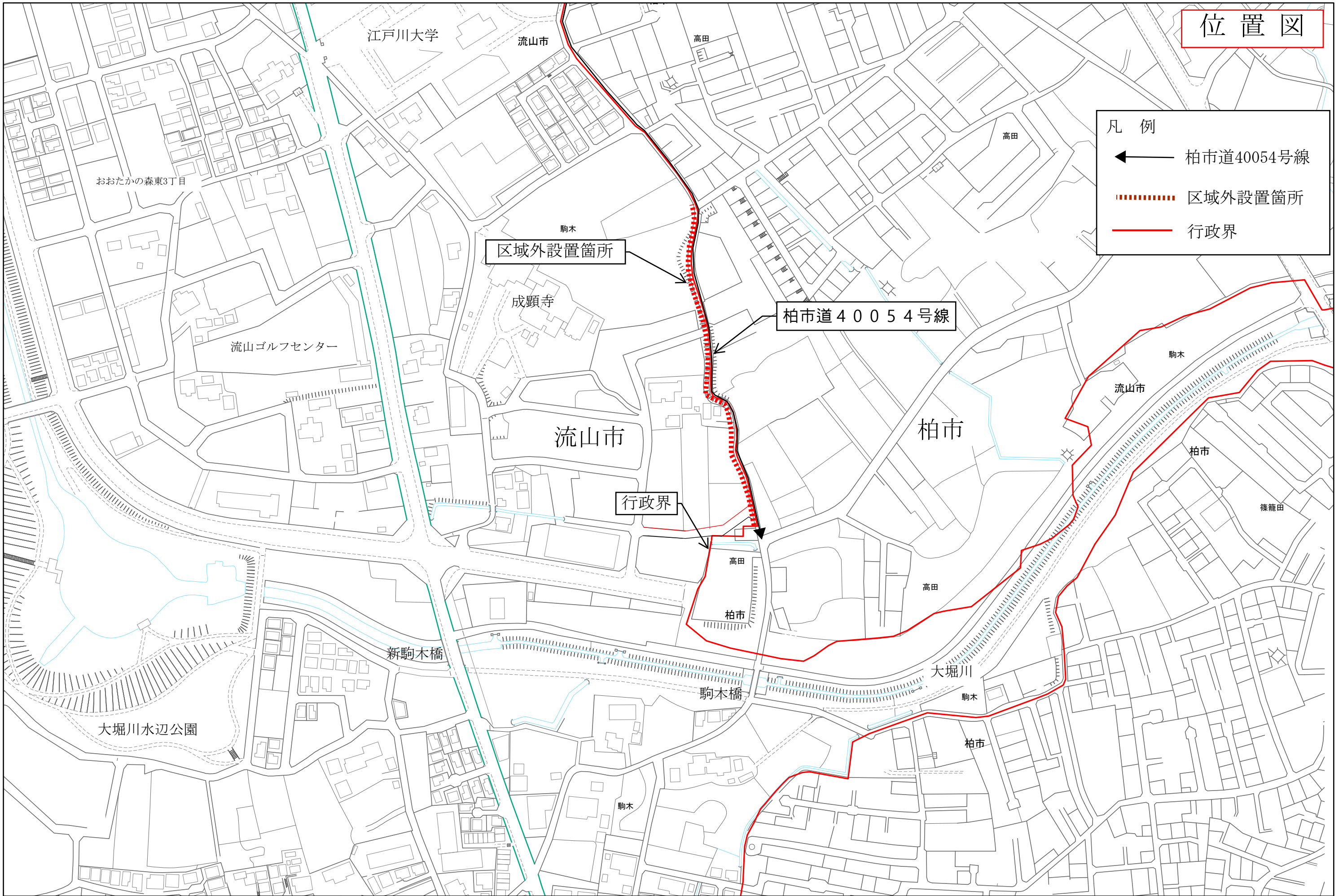
5 費用の負担

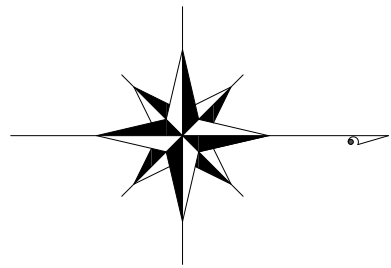
柏市道４００５４号線の維持管理に要する費用は、柏市の負担とする。ただし、側溝施設の改修工事等は、その都度、両市で協議の上決定する。

位置図

凡 例

- ← 柏市道40054号線
- 区域外設置箇所
- 行政界





道 路 境 界 確 定 実 測 図				
路 線 番 号		市道 40054 号線	整 理 番 号	—
所 在 地		柏市高田字遠上 6 0 番 1 外地先		
立 会 年 月 日	年 月 日	実 測 年 月 日	令和 元 年 5 月 10 日	縮 尺
				受 付 番 号
				—

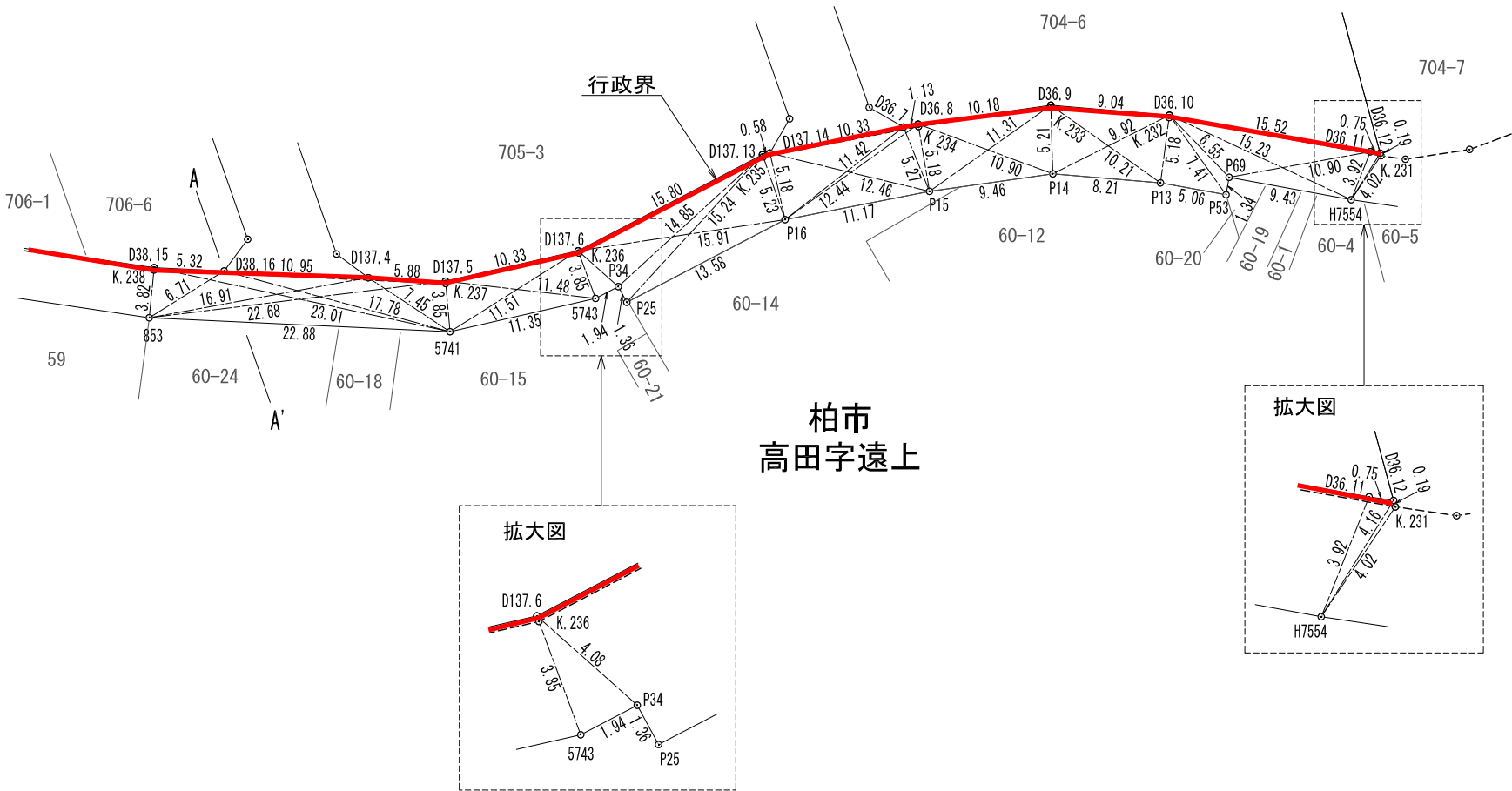
区域外設置箇所

点名	X座標	Y座標	境 界 種 類
D36. 7	−14296. 501	10031. 368	新設 流山市コンクリート杭
D36. 8	−14295. 385	10031. 150	新設 流山市コンクリート杭
D36. 9	−14285. 300	10029. 714	新設 流山市コンクリート杭
D36. 10	−14276. 286	10030. 471	新設 流山市コンクリート杭
D36. 11	−14261. 014	10033. 246	新設 流山市コンクリート杭
D36. 12	−14260. 267	10033. 357	新設 流山市コンクリート杭
D38. 15	−14353. 455	10042. 063	新設 流山市コンクリート杭
D38. 16	−14348. 134	10042. 310	新設 流山市コンクリート杭
D137. 4	−14337. 187	10042. 819	新設 流山市コンクリート杭
D137. 5	−14331. 310	10043. 092	新設 流山市コンクリート杭
D137. 6	−14321. 232	10040. 784	新設 流山市コンクリート杭
D137. 13	−14307. 225	10033. 466	新設 流山市コンクリート杭
D137. 14	−14306. 646	10033. 353	新設 流山市コンクリート杭
K. 231 (HK. 231)	−14260. 215 (265. 141)	10033. 549 (246. 202)	既設 柏市コンクリート杭
K. 232 (HK. 232)	−14276. 310 (249. 613)	10030. 650 (241. 070)	新設 鉄
K. 233 (HK. 233)	−14285. 295 (240. 824)	10029. 895 (239. 059)	既設 柏市コンクリート杭
K. 234 (HK. 234)	−14295. 355 (230. 662)	10031. 328 (239. 064)	新設 鉄
K. 235 (HK. 235)	−14307. 165 (218. 645)	10033. 638 (239. 691)	新設 鉄
K. 236 (HK. 236)	−14321. 169 (203. 751)	10040. 954 (244. 966)	新設 鉄
K. 237	−14331. 294	10043. 272	新設 鉄
K. 238	−14353. 474	10042. 242	刻

点名	X座標	Y座標	境 界 種 類
5743 (H5743)	−14319. 899 (204. 525)	10044. 398 (248. 555)	既設 柏市コンクリート杭
5741	−14330. 966	10046. 932	既設 柏市コンクリート杭
853	−14353. 825	10045. 870	既設 民コンクリート杭

点名	X座標	Y座標	境 界 種 類
H7554	(262. 444)	(249. 195)	既設 柏市コンクリート杭
P69	(253. 498)	(246. 205)	既設 柏市プレート
P53	(253. 072)	(247. 481)	既設 柏市プレート
P13	(248. 267)	(245. 893)	既設 柏市プレート
P14	(240. 260)	(244. 061)	既設 柏市プレート
P15	(230. 793)	(244. 065)	既設 柏市プレート
P16	(219. 630)	(244. 648)	既設 柏市プレート
P25	(206. 826)	(249. 182)	既設 柏市プレート
P34	(206. 355)	(247. 906)	既設 柏市プレート

()は、柏市道路境界確定実測図（23-042）の任意座標である。
柏市側の境界種別は、既存資料より転記し既設とした。



行政界 -----

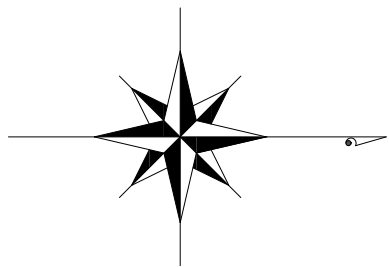
特記
流山市域分を含めて、
柏市道40054号線の道路
区域として柏市管理

位置図



作成者

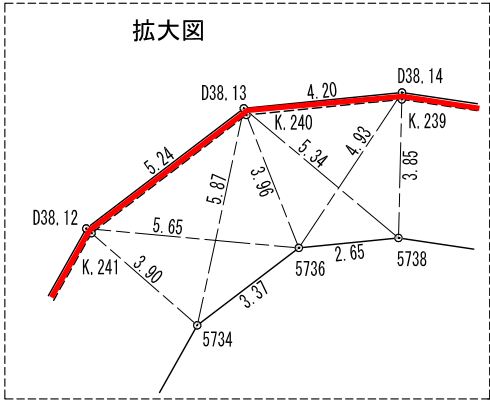
道 路 境 界 確 定 実 測 図				
路 線 番 号		市道 40054 号線	整 理 番 号	—
所 在 地		柏市高田字遠上 4 7 番 1 外地先		
立 会 年 月 日	年 月 日	実 測 年 月 日	令和 元 年 5 月 10 日	縮 尺
				受 付 番 号
				—



点 名	X座標	Y座標	境 界 種 類
D38. 7	-14438. 827	10069. 049	新設 流山プレート
D38. 8	-14415. 552	10065. 388	新設 流山市コンクリート杭
D38. 9	-14393. 821	10060. 603	新設 流山市コンクリート杭
D38. 10	-14390. 744	10058. 471	新設 流山市コンクリート杭
D38. 11	-14388. 722	10056. 254	新設 流山市コンクリート杭
D38. 12	-14381. 127	10042. 786	新設 流山市コンクリート杭
D38. 13	-14376. 957	10039. 608	新設 流山市コンクリート杭
D38. 14	-14372. 771	10039. 187	新設 流山市コンクリート杭
D38. 15	-14353. 455	10042. 063	新設 流山市コンクリート杭
D38. 25	-14473. 160	10077. 051	新設 流山市コンクリート杭
D38. 26	-14463. 549	10075. 480	新設 流山市コンクリート杭
DRF6-30. 1	-14489. 549	10079. 731	新設 流山市コンクリート杭
DRF6-30. 2	-14484. 462	10078. 899	新設 流山市コンクリート杭
K. 238	-14353. 474	10042. 242	刻
K. 239	-14372. 775	10039. 368	新設 鉄
K. 240	-14376. 888	10039. 782	新設 鉄
K. 241	-14380. 988	10042. 907	新設 鉄
K. 242	-14389. 342	10057. 719	新設 鉄
K. 243	-14393. 748	10060. 771	新設 鉄
K. 244	-14415. 518	10065. 565	新設 鉄
K. 245	-14438. 790	10069. 225	計算点 (U字溝の為)
K. 246	-14463. 512	10075. 656	計算点 (U字溝の為)
K. 247	-14489. 528	10079. 910	既設 柏市コンクリート杭

点 名	X座標	Y座標	境 界 種 類
853	-14353. 825	10045. 870	既設 民コンクリート杭
5738	-14372. 863	10043. 036	既設 柏市コンクリート杭
5736	-14375. 500	10043. 300	既設 柏市コンクリート杭
5734	-14378. 186	10045. 347	既設 柏市コンクリート杭
5732	-14386. 582	10060. 235	既設 柏市コンクリート杭
5730	-14392. 264	10064. 171	既設 柏市コンクリート杭
5728	-14414. 844	10069. 143	既設 柏市コンクリート杭
5726	-14438. 048	10072. 793	既設 柏市コンクリート杭
5724	-14462. 758	10079. 222	既設 柏市コンクリート杭
5722	-14488. 940	10083. 502	既設 柏市コンクリート杭

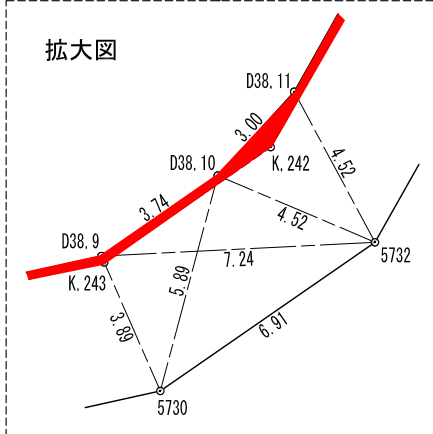
柏市側の境界種別は、既存資料より転記し既設とした。



流山市
駒木

行政界

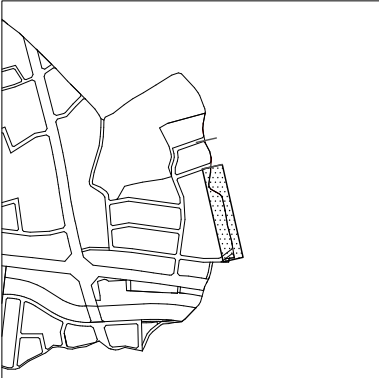
柏市
高田字遠上



区域外設置箇所

特記
流山市域分を含めて、
柏市道40054号線の道路
区域として柏市管理

位置図



作成者

議案第 125 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

令和2年11月26日提出

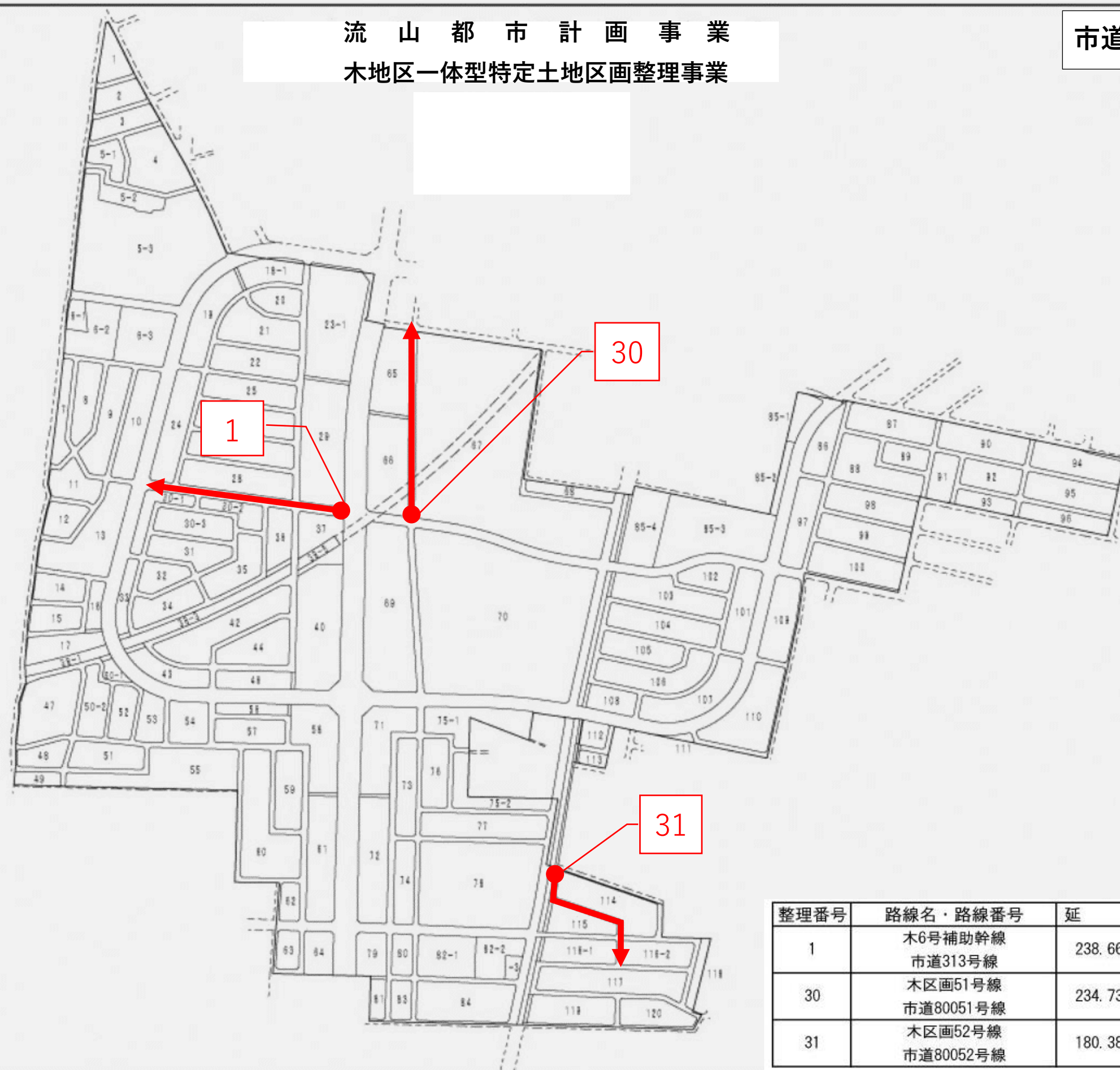
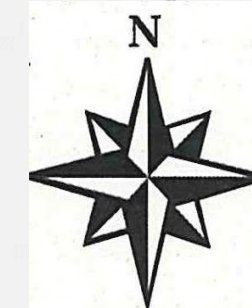
流山市長 井崎 義治

整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	3 1 3	木 6 号補助幹線	木字下谷 4 2 6 番 1	
			木字前田 6 4 0 番 2	
2	0 3 2 7 5	東深井区画 2 7 5 号線	東深井字一ノ坪 4 5 1 番 2 0 2	
			同 所同 番 2 0 0	
3	0 3 2 7 6	東深井区画 2 7 6 号線	東深井字宿東 7 8 番 4 9	
			同 所同 番 5 3	
4	1 0 0 2 6	江戸川台西 3 丁目区画 2 6 号線	江戸川台西 3 丁目 3 3 番 6 2	
			同 所同 番 5 5	
5	3 1 0 2 3	東初石 3 丁目区画 2 3 号線	東初石 3 丁目 1 0 7 番 1 5	
			同 所同 番 1 4 8	
6	3 1 0 2 4	東初石 3 丁目区画 2 4 号線	東初石 3 丁目 1 0 7 番 1 4 7	
			同 所同 番 1 4 0	
7	3 3 0 7 5	東初石 5 丁目区画 7 5 号線	おおたかの森北二丁目 2 8 番 1 4	
			同 所同 番 1 5	
8	3 7 1 1 3	十太夫区画 1 1 3 号線	おおたかの森北三丁目 2 8 番 2 4	
			同 所同 番 9	
9	3 7 1 1 4	十太夫区画 1 1 4 号線	おおたかの森東二丁目 8 番 2	
			同 所同番 3 7	
1 0	3 7 1 1 5	十太夫区画 1 1 5 号線	おおたかの森東二丁目 8 番 1	
			同 所同番 6	
1 1	3 7 1 1 6	十太夫区画 1 1 6 号線	おおたかの森東二丁目 8 番 1 1	
			同 所同番 1 1 8	
1 2	3 7 1 1 7	十太夫区画 1 1 7 号線	おおたかの森東二丁目 8 番 2 9	
			同 所同番 3 3	
1 3	3 7 1 1 8	十太夫区画 1 1 8 号線	おおたかの森東二丁目 8 番 7 5	
			同 所同番 6 3	
1 4	3 7 1 1 9	十太夫区画 1 1 9 号線	おおたかの森東二丁目 8 番 8 6	
			同 所同番 4 8	
1 5	3 7 1 2 0	十太夫区画 1 2 0 号線	おおたかの森東二丁目 8 番 4 3	
			同 所同番 3 7	
1 6	3 7 1 2 1	十太夫区画 1 2 1 号線	おおたかの森東四丁目 2 5 番 2 4	
			同 所同 番 2 1	
1 7	3 7 1 2 2	十太夫区画 1 2 2 号線	おおたかの森東四丁目 2 0 番 3 3	
			同 所同 番 3 6	
1 8	3 7 5 2 0	十太夫 2 0 号歩行者専用道路	おおたかの森東二丁目 8 番 7	
			同 所同番 1 3	
1 9	3 7 5 2 1	十太夫 2 1 号歩行者専用道路	おおたかの森東二丁目 8 番 2 4	
			同 所同番 3 1	
2 0	3 7 5 2 2	十太夫 2 2 号歩行者専用道路	おおたかの森東二丁目 8 番 3 4	
			同 所同番 3 3	

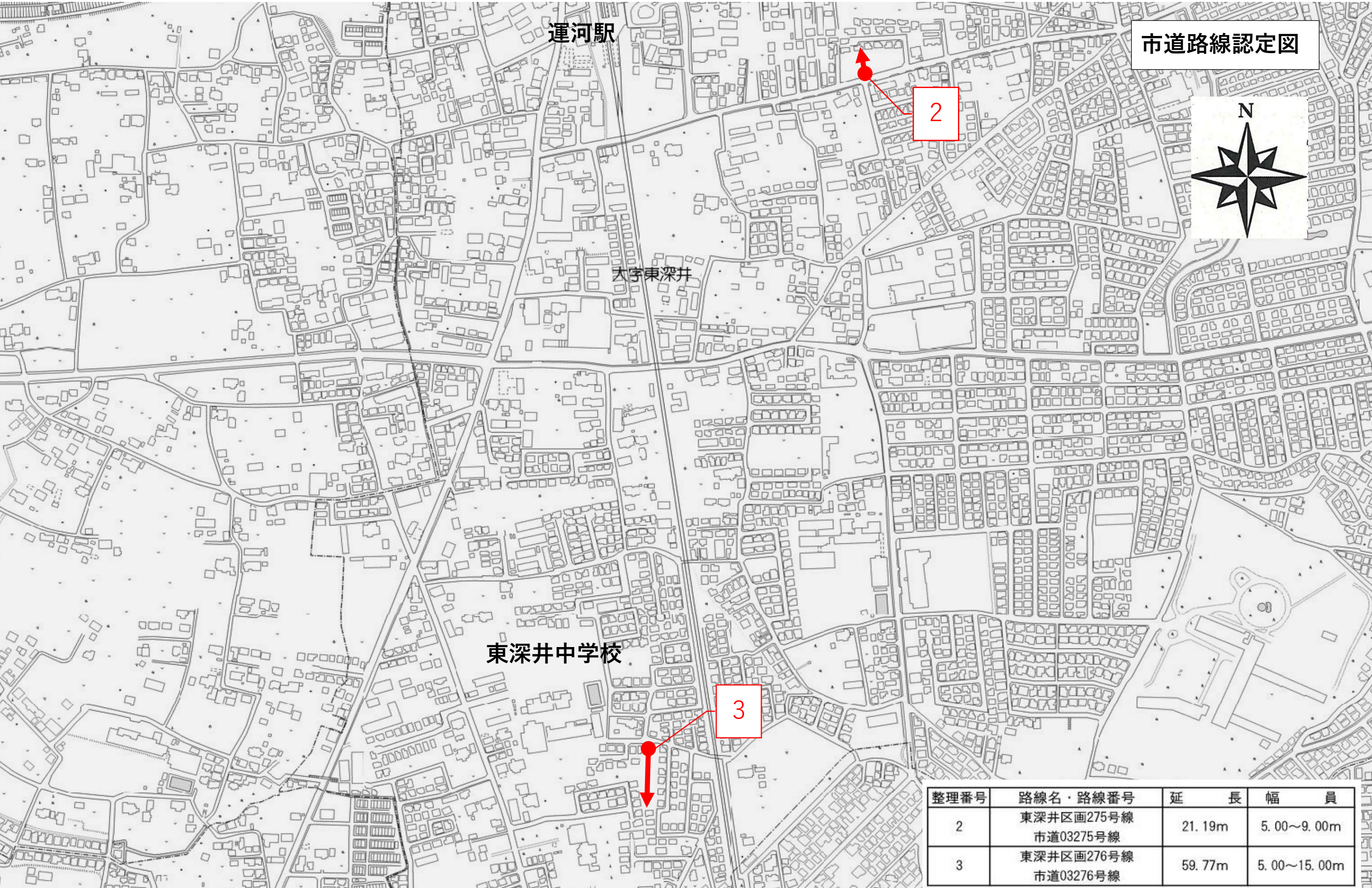
整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
21	37523	十太夫23号歩行者専用道路	おおたかの森東二丁目8番60	
			同 所同番61	
22	37524	十太夫24号歩行者専用道路	おおたかの森東二丁目8番89	
			同 所同番95	
23	37525	十太夫25号歩行者専用道路	おおたかの森東二丁目8番54	
			同 所同番53	
24	37526	十太夫26号歩行者専用道路	おおたかの森東二丁目8番50	
			同 所同番43	
25	40160	市野谷区画160号線	おおたかの森南二丁目32番23	
			同 所同 番13	
26	40519	市野谷19号歩行者専用道路	おおたかの森南一丁目26番6	
			同 所同 番2	
27	40520	市野谷20号歩行者専用道路	おおたかの森南一丁目27番8	
			同 所同 番12	
28	40521	市野谷21号歩行者専用道路	おおたかの森南一丁目28番8	
			同 所同 番15	
29	60049	野々下3丁目区画49号線	野々下3丁目899番32	
			同 所同 番2	
30	80051	木区画51号線	木字下谷433番	
			木字寅之起522番1	
31	80052	木区画52号線	木字神明160番1	
			同 所150番8	
32	84087	向小金区画87号線	向小金1丁目237番66	
			同 所同 番71	
33	84088	向小金区画88号線	向小金2丁目217番2	
			同 所205番10	
34	84089	向小金区画89号線	向小金3丁目56番18	
			同 所同 番12	

流山都市計画事業
木地区一体型特定土地区画整理事業

市道路線認定図



整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
1	木6号補助幹線 市道313号線	238.66m	12.00~12.01m
30	木区画51号線 市道80051号線	234.73m	8.00~8.02m
31	木区画52号線 市道80052号線	180.38m	6.00~6.50m



整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
2	東深井区画275号線 市道03275号線	21.19m	5.00～9.00m
3	東深井区画276号線 市道03276号線	59.77m	5.00～15.00m

市道路線認定図



柏市

流山市

東初石
1丁目

東初石
2丁目

西初石
1丁目

西初石
2丁目

江戸川台西
3丁目

江戸川台テニスクラブ

江戸川台西
4丁目

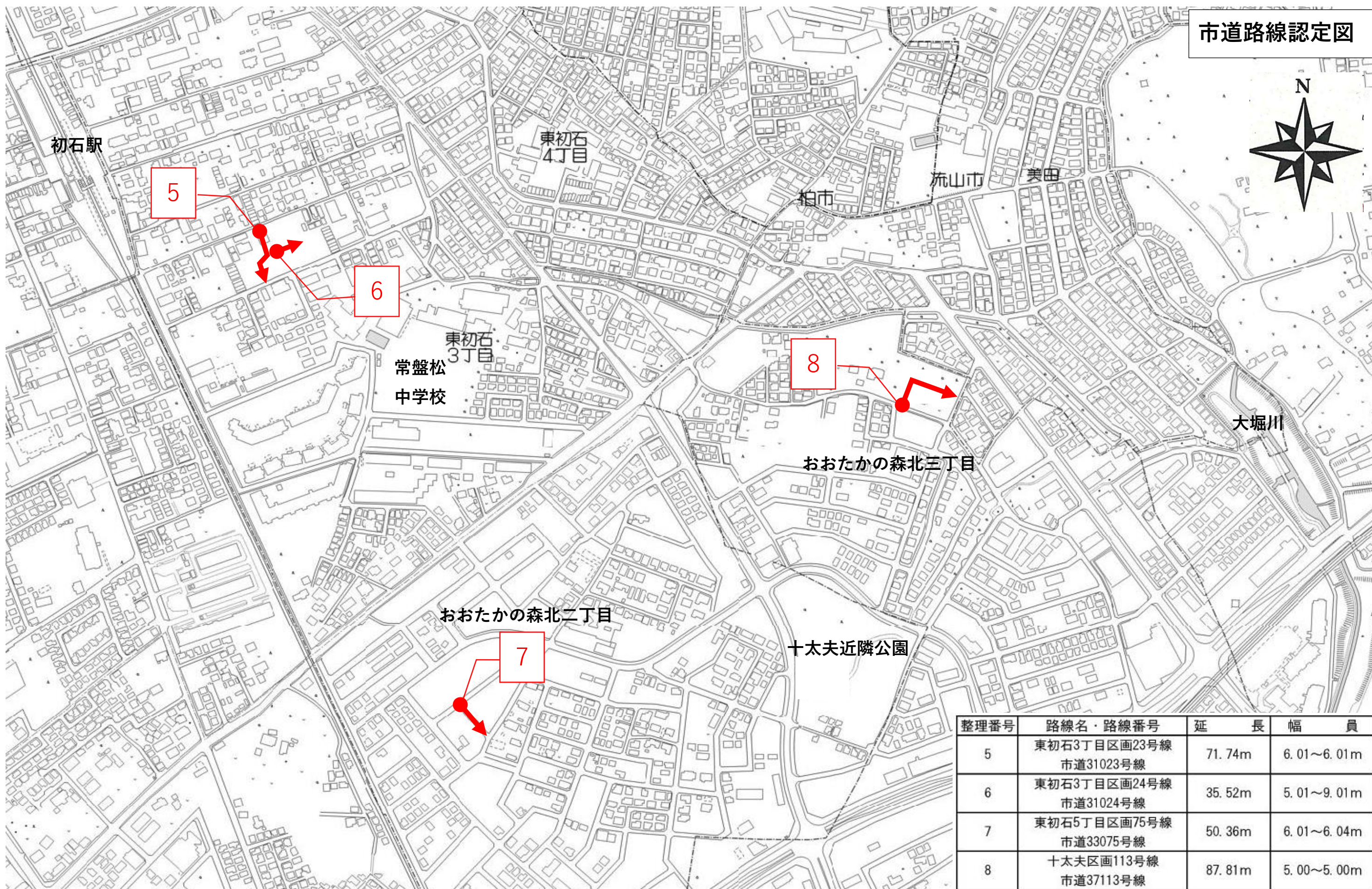
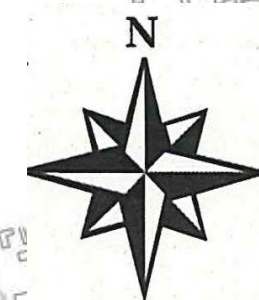
富士見台
2丁目

富士見台
1丁目

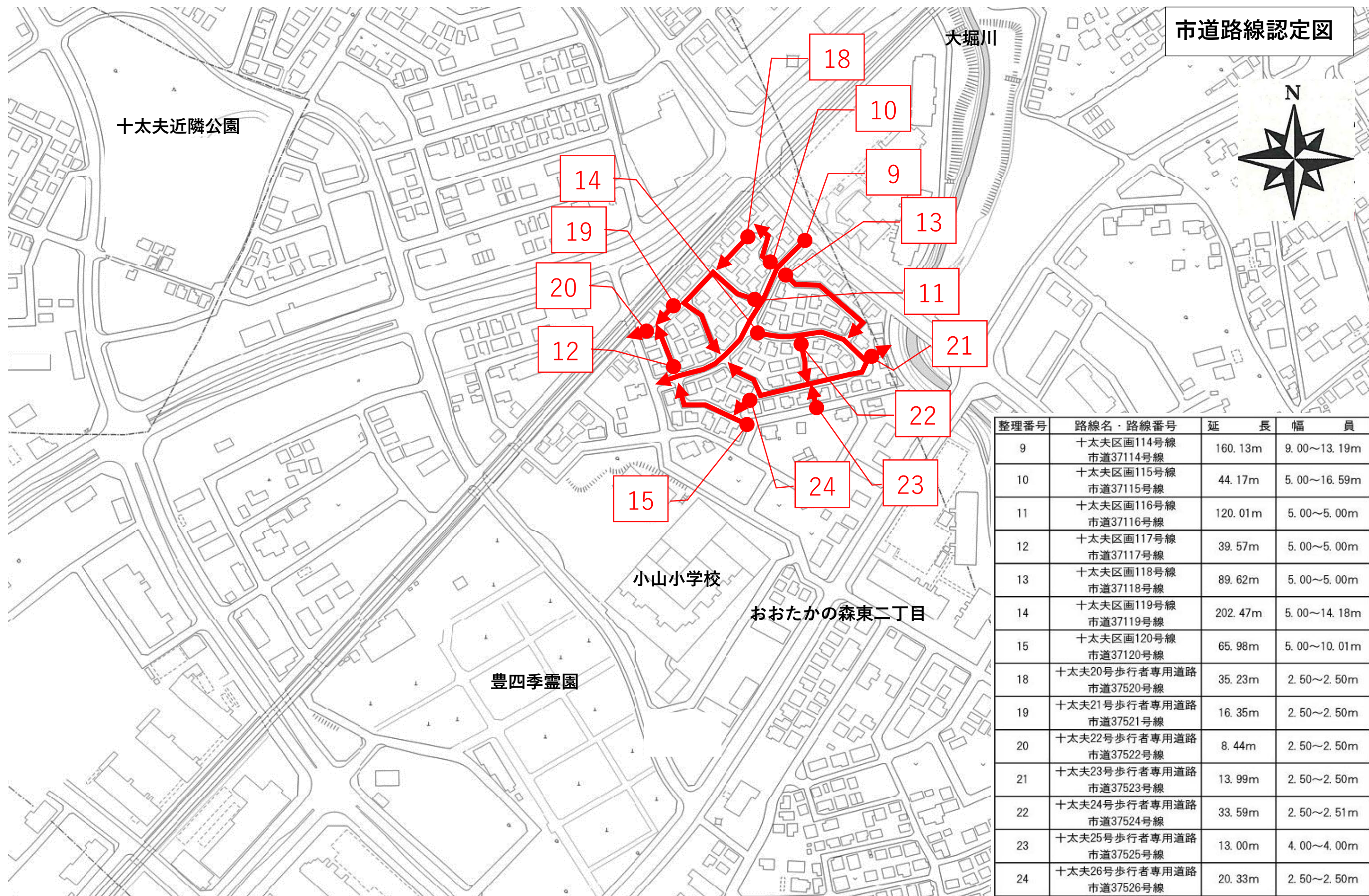
4

整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
4	江戸川台西3丁目区画26号線 市道10026号線	110.17m	5.00~5.00m

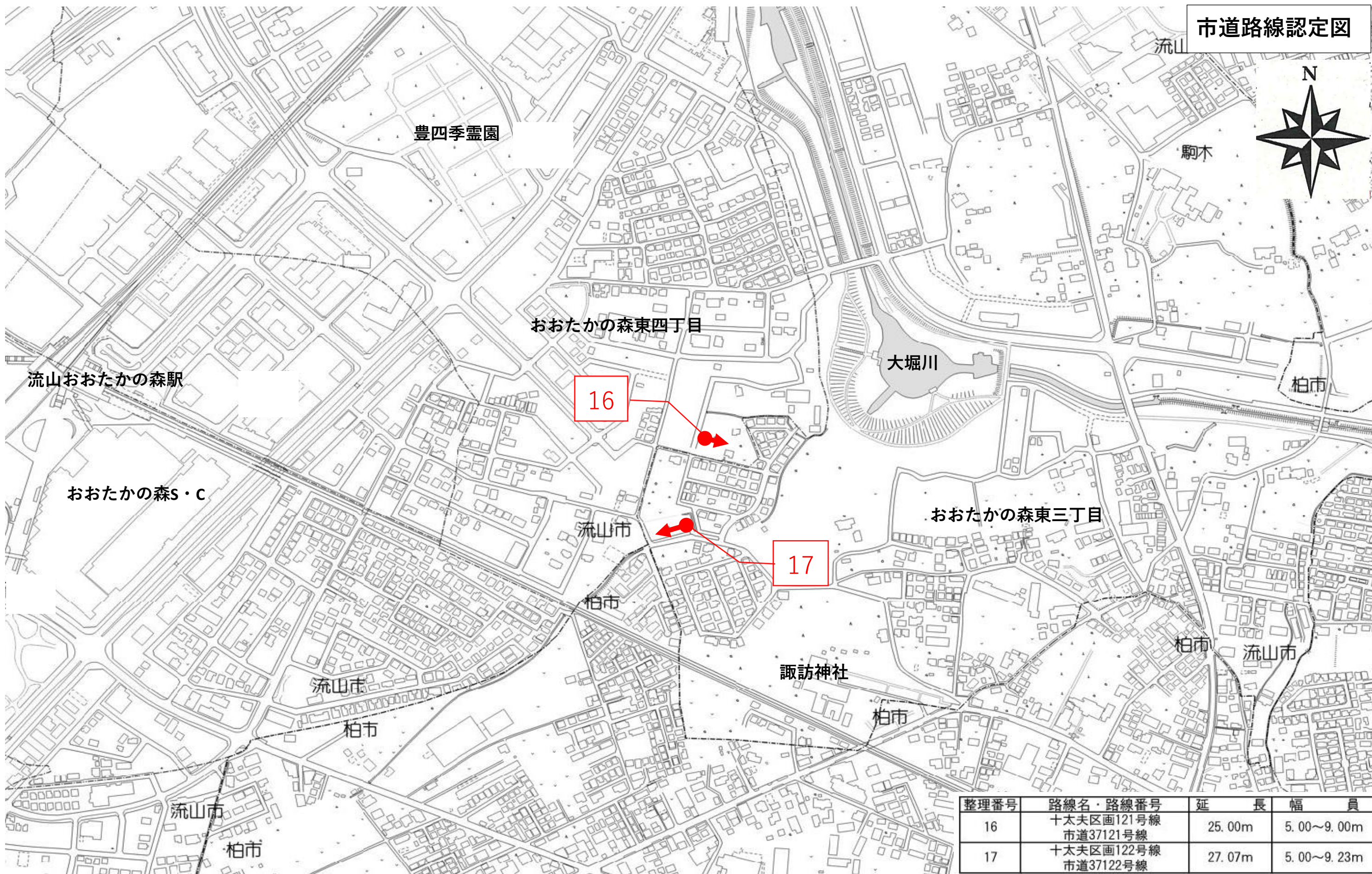
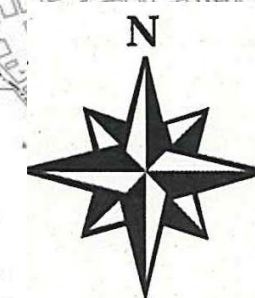
市道路線認定図



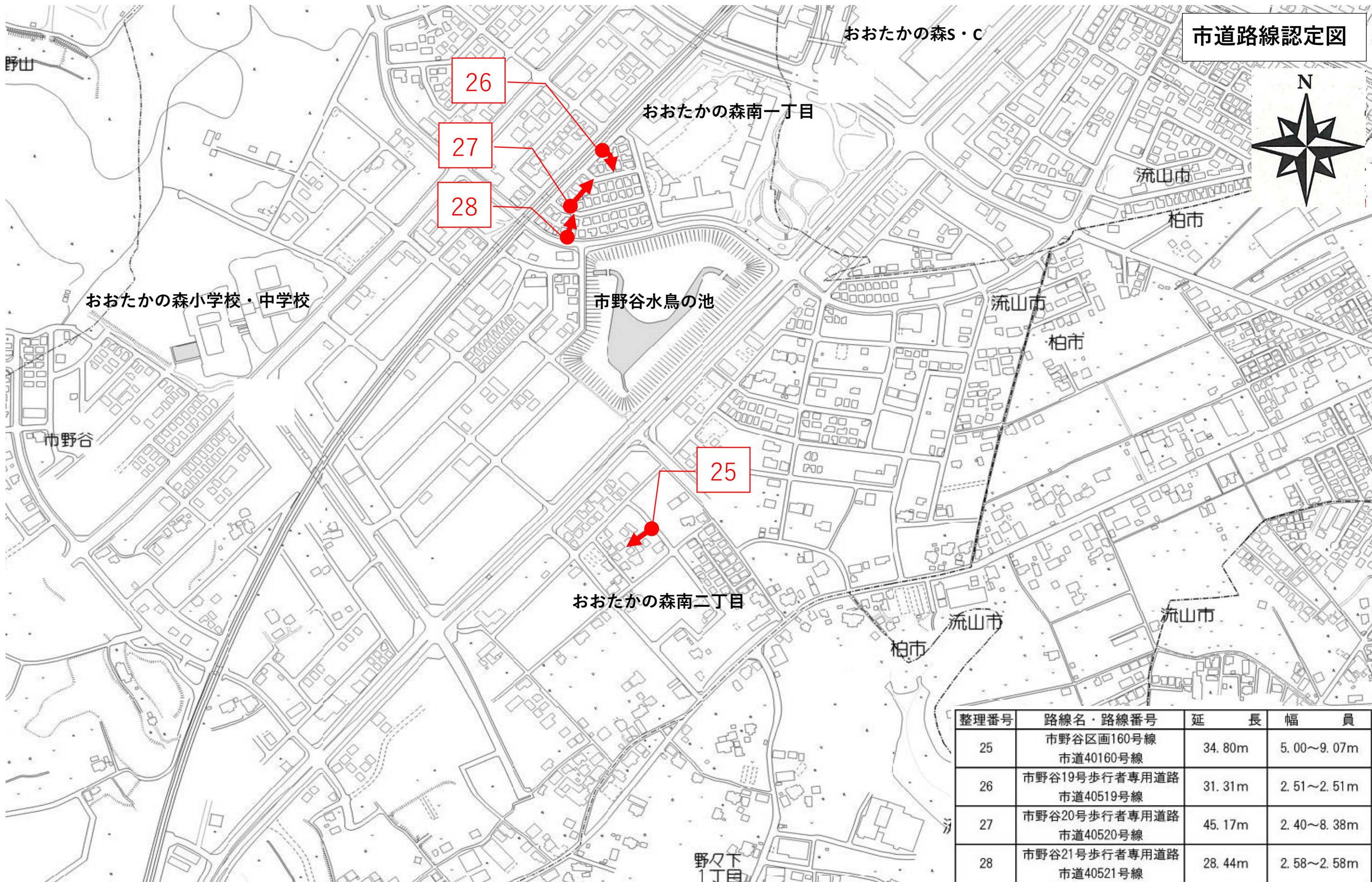
整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
5	東初石3丁目区画23号線 市道31023号線	71.74m	6.01~6.01m
6	東初石3丁目区画24号線 市道31024号線	35.52m	5.01~9.01m
7	東初石5丁目区画75号線 市道33075号線	50.36m	6.01~6.04m
8	十太夫区画113号線 市道37113号線	87.81m	5.00~5.00m



市道路線認定図



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
16	十太夫区画121号線 市道37121号線	25.00m	5.00~9.00m
17	十太夫区画122号線 市道37122号線	27.07m	5.00~9.23m



市道路線認定図

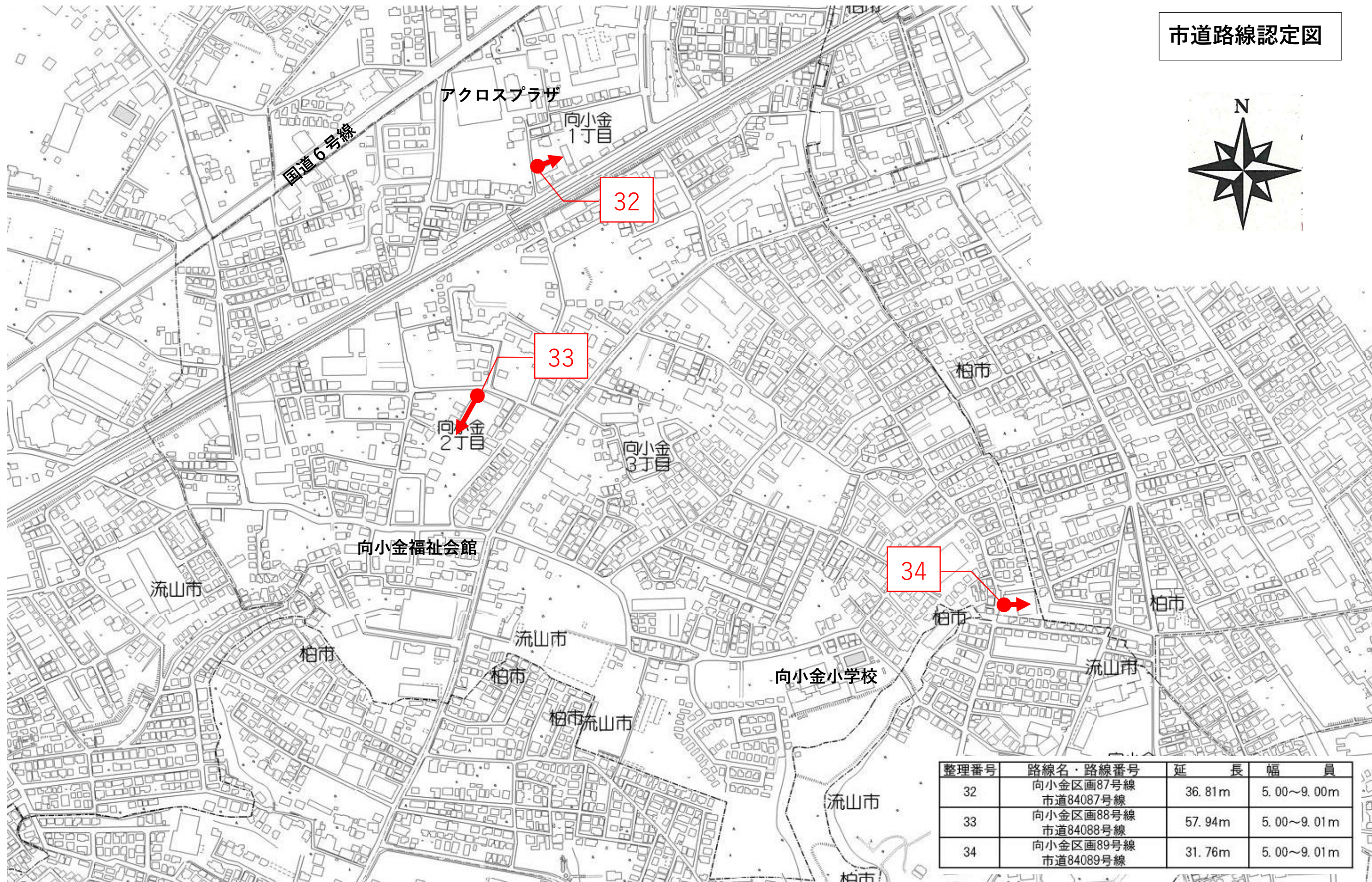
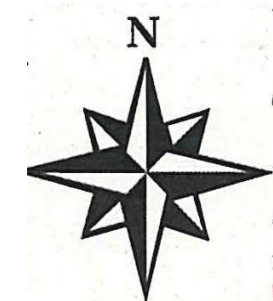
整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
25	市野谷区画160号線 市道40160号線	34.80m	5.00～9.07m
26	市野谷19号歩行者専用道路 市道40519号線	31.31m	2.51～2.51m
27	市野谷20号歩行者専用道路 市道40520号線	45.17m	2.40～8.38m
28	市野谷21号歩行者専用道路 市道40521号線	28.44m	2.58～2.58m

市道路線認定図



整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
29	野々下3丁目区画49号線 市道60049号線	121.30m	5.00~5.00m

市道路線認定図



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
32	向小金区画87号線 市道84087号線	36.81m	5.00～9.00m
33	向小金区画88号線 市道84088号線	57.94m	5.00～9.01m
34	向小金区画89号線 市道84089号線	31.76m	5.00～9.01m

議案第 126 号

市道路線の廃止について

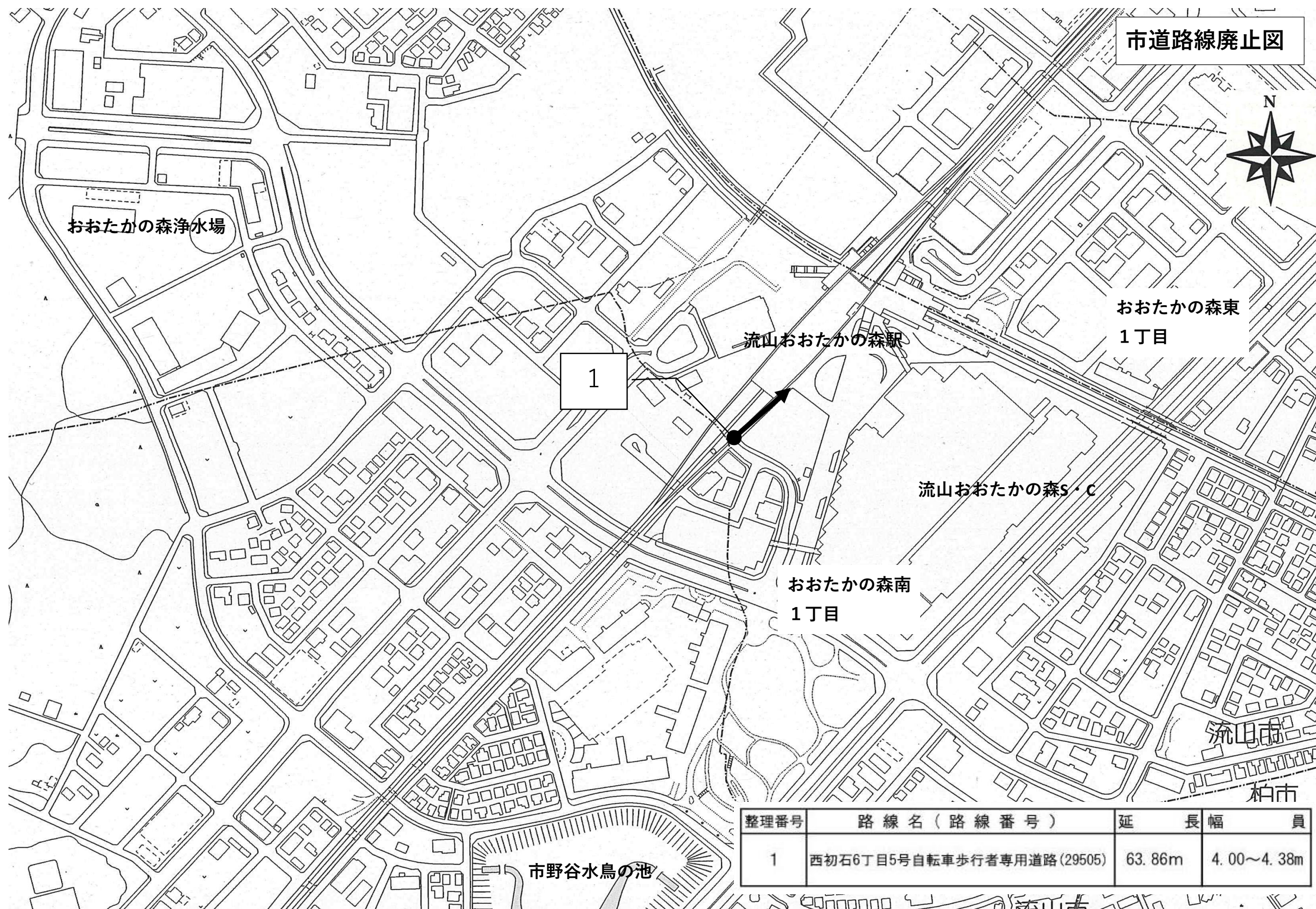
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙市道路線を廃止するものとする。

令和2年11月26日提出

流山市長 井崎 義治

整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	2 9 5 0 5	西初石 6 丁目 5 号自転車歩行者専用道路	おおたかの森南一丁目 2 番 2	
			おおたかの森西一丁目 1 番 2	
2	3 8 0 4 8	駒木区画 4 8 号線	駒木字中橋上 6 9 番 4 4	
			同 所 同 番 4 5	
3	8 0 0 3 1	木区画 3 1 号線	木字膝丸前 8 0 番 1	
			木字神明 1 4 4 番 5	
4	8 0 0 3 3	木区画 3 3 号線	木字神明 1 5 6 番	
			同 所 1 4 5 番	

市道路線廃止図



整理番号	路線名 (路線番号)	延長	幅員
1	西初石6丁目5号自転車歩行者専用道路 (29505)	63.86m	4.00~4.38m

市道路線廃止図



大堀川

大堀川水辺公園

おおたかの森東4丁目

駒木

2

流山市

柏市

整理番号	路線名(路線番号)	延長	幅員
2	駒木区画48号線(38048)	55.98m	4.06~4.76m

諏訪神社

市道路線廃止図



整理番号	路線名（路線番号）	延長	幅員
3	木区画31号線(80031)	467.37m	2.70～5.95m
4	木区画33号線(80033)	201.94m	2.40～3.10m

松戸市

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月26日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和２年１０月１日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 総合政策部企画政策課の職員が公務のため、公用車（市が賃借している自動車）を運転し、狭あいな道路に侵入するために右折を試みたところ、人家の塀に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和２年８月１９日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市松ヶ丘４丁目５０５番１２１地先 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区中瀬２丁目６番地１
株式会社日産フィナンシャルサービス |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和２年１０月１日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ４０，２３８円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和２年１０月１３日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立八木中学校の職員が公務のため公用車（市が賃借している自動車）を市役所公用車立体駐車場の所定の駐車位置に駐車しようとした際、駐車場の柱に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和２年９月８日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台２丁目１番地の２
（流山市役所公用車専用駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区新港５７番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和２年１０月１３日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ７２，６３３円 |

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月26日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する道路上で発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和２年９月６日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する道路上に陥没が生じており、相手方が運転する普通乗用車を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和２年６月１１日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市鰯ヶ崎４番５地先（市道１０８号線） |
| 4 | 相 手 方 | 松戸市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和２年９月６日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額１６，６２０円のうち、８，３１０円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ８，３１０円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和２年１０月９日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する道路上に陥没が生じており、相手方が運転する軽自動車を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和２年７月３０日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市前ヶ崎３７１番１地先
（市道８３００１号線） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和２年１０月９日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額１５５，４７８円のうち、
９３，２８７円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ９３，２８７円 |